

■議案第76号 四万十町税条例の一部を改正する条例について

【要旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）が令和2年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、関係する四万十町税条例の一部を改正するものです。

【主な条例改正内容】

1. 個人町民税

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公正」及び「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、未婚のひとり親に対する税制上の措置を講ずるとともに、現行の寡婦（寡夫）控除の見直しを行います。

【令和3年度以後の個人の町民税について適用】

（1）ひとり親控除の創設

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者に、ひとり親控除（控除額30万円）を適用します。

※ひとり親とは、次に掲げる要件の全てを満たす者をいいます。

- ①その者と生計を一にする一定の子を有すること。
- ②前年の合計所得金額が500万円以下であること。
- ③その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいないこと。

（2）寡婦（寡夫）控除の見直し

上記のひとり親に該当しない寡婦に対しては、引き続き寡婦控除（控除額26万円）を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限（前年の合計所得金額が500万円以下）を設けます。あわせて、寡夫控除は廃止します。

本人が女性	配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親 ～500万
	本人所得			～500万	500万～	～500万	500万～	
	扶養家族	有	子	30万	26万⇒廃止	30万	26万⇒廃止	適用なし⇒30万
			子以外	26万	26万⇒廃止	26万	26万⇒廃止	適用なし
		無		26万	適用なし	適用なし	適用なし	適用なし

本人が男性	配偶関係			死別		離別		未婚のひとり親 ～500万
	本人所得			～500万	500万～	～500万	500万～	
	扶養家族	有	子	26万⇒30万	適用なし	26万⇒30万	適用なし	適用なし⇒30万
			子以外	適用なし	適用なし	適用なし	適用なし	適用なし
		無		適用なし	適用なし	適用なし	適用なし	適用なし

(3) 個人町民税の人的非課税措置の見直し

個人の町民税の人的非課税措置の対象について、寡夫を対象から除き、ひとり親（当該ひとり親の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を対象に加えます。

改正前	改正後
○生活保護受給者 ○障害者、未成年者、寡婦又は <u>寡夫</u>	○生活保護受給者 ○障害者、未成年者、寡婦又は <u>ひとり親</u>

【令和3年1月1日施行】

2. 町たばこ税

軽量の葉巻たばこの課税に係る紙巻たばこの本数への換算方法について、令和2年10月1日から2段階で見直します。

- (1) 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間において、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻きたばこの本数の算定については、当該葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算します。

【令和2年10月1日施行】

- (2) 令和3年10月1日以後において、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこの1本に換算します。

【令和3年10月1日施行】

【葉巻たばこの重量に応じた紙巻たばこの本数への換算方法】

現行	令和2年10月1日から	令和3年10月1日から
重量比例課税 (葉巻たばこ1グラムを紙巻たばこ1本に換算)	1本当たり0.7グラム未満のもの ⇒紙巻たばこ0.7本に換算	1本当たり1グラム未満のもの ⇒紙巻たばこ1本に換算
	1本当たり0.7グラム以上のもの ⇒重量比例課税	1本当たり1グラム以上のもの ⇒重量比例課税

【新旧対照表】

別紙のとおり